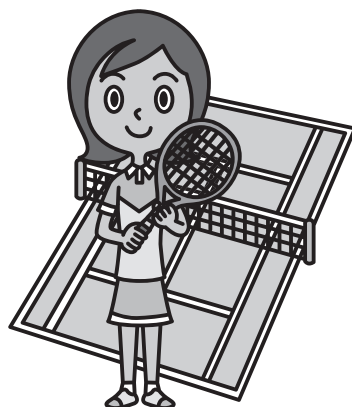


4月1日スタート用

スポーツファシリティーズ 保険制度のご案内

スポーツ施設等の安心と安全をお届けする保険制度です。



指定管理者制度対応保険
(施設所有(管理)者賠償責任保険)

指定管理者制度導入により施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただければ、共同被保険者として施設所有者も管理者も本補償対象とすることができます。

保険制度の
構成

I スポーツファシリティーズ保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険+スポーツ災害補償保険)

II レジャー・サービス施設費用保険

オプション

III サイバーリスク保険

オプション

申込締切日

2022年3月18日(金)までに **申込み** **送金** を
お願いします。 ※期中でもご加入いただけます。



公益財団法人 日本スポーツ施設協会

<http://www.jp-sfa.or.jp>



協会HPはこちら



(公財)
日本スポーツ
施設協会

こんな事故に備える スポーツファ

I スポーツファシリティーズ保険

①施設所有(管理)者賠償責任保険

詳しくは →P.4

例. 契約者が所有管理している自
立式案内看板に通常設置すべき重
しを設置し忘れたことにより当該
看板が横転。近く
を走行中の自動車
に接触し損害を与
えた。

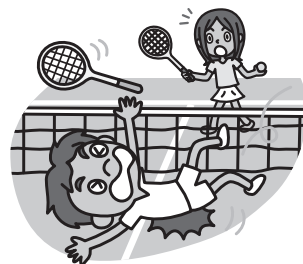


例. 野球の試合を行っ
ていた球場のネットに
隙間があり、そこから
ファウルボールが飛ん
でいき、通行人にあた
りケガをさせた。

②スポーツ災害補償保険

詳しくは →P.4

例. テニスの試合中、
ボレーをした際に転倒
しアキレス腱を断裂し
て入院した。



例. スノーボードをし
ていた際、バランスを
崩して転倒し、手首を
骨折して入院した。

見舞金も補償！

・保険制度の趣旨

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が所有・使用・管理する体育・スポーツ施設、障がい者スポーツ関係施設や福祉施設に併設されているスポーツ施設(体育館等)において発生した対人事故・対物事故について負担する法律上の賠償責任及び施設において発生したスポーツ活動中の傷害事故に対する見舞金等を組み合わせ補償することによって速やかに被災者の救済を図ることにより、スポーツの振興に寄与するための保険制度です。

・加入対象者

(公財) 日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が加入対象者となります。

会 員 (公財) 日本スポーツ施設協会の会員として登録している団体(都道府県体育施設協会)、施設、法人(特別会員)であること。

準会員 上記会員である都道府県体育施設協会に登録している市区町村が設置及び所有している施設及びその施設を管理・運営している指定管理団体等であること。

現在、加入対象でない施設・団体も入会の上、本保険制度にご加入いただくことが可能です。会員・非会員等の詳細については、(公財) 日本スポーツ施設協会にお問い合わせください。

なら！

シリティーズ保険！

おすすめ／

Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険

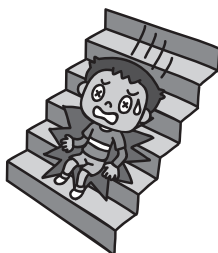
オプション

詳しくは ⇒ P.5



例. 柔道で投げられてしりもちをついて倒れ、後頭部を強打して通院した。

例. 子供が観客席の階段を走って転倒し、お尻を強打したため通院した。



レジャー・サービス施設費用保険は**練習・競技・指導中以外（観戦・応援など）の事故**も補償されます！

入院だけでなく**通院**まで幅広くカバーできてさらに安心！

この機会にご加入をおすすめします！

②スポーツ災害補償保険との違いは下の表をご覧ください。

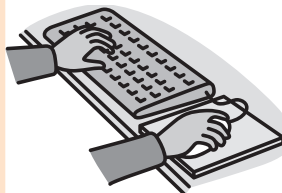
オプション

Ⅲ サイバーリスク保険

詳しくは ⇒ P.6



例. 事務職員が自宅で作業に使用したパソコンがウィルスに感染し、パソコン内に保存していた個人情報流出した。



例. メール配信サービスで、あて先を非表示にして配信すべきところ、誤って全登録者のメールアドレスと氏名を表示して配信した。

おすすめ／

オプション

②スポーツ災害補償保険とⅡレジャー・サービス施設費用保険 適用範囲の違い

②スポーツ災害補償保険
(Ⅰスポーツファシリティーズ保険)

Ⅱレジャー・サービス
施設費用保険

事故発生状況	事故例	死亡	入院	通院	死亡	入院	通院
練習・競技中 指導中	練習・競技中にケガ	○	○	×	○		
	指導中にケガ	○	○	×			
練習、 競技、 指導中以外	野外劇場の客席内で、観客が階段後方から偶然他の観客に押されて負傷した。	×	×	×			
	スイミング・スクールの更衣室のスノコに引っかかったバッグの紐に足を取られて転倒し、膝・腕・頭を打った。	×	×	×			
	施設内で足がもつれ、近くにあったベンチに額をぶつけて裂傷を負った。	×	×	×			

施設内で利用者がケガをした場合にお見舞金等を補償します！

1 保険制度の内容

I スポーツファシリティーズ保険

(①施設所有(管理)者賠償責任保険+②スポーツ災害補償保険がセットになった保険です。)

① 施設所有(管理)者賠償責任保険 (人格権侵害担保特約付帯)

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方(記名被保険者)、記名被保険者の役員・使用人等、記名被保険者が施設の管理を委託した方、施設の所有者をいいます。



施設所有者と管理者が異なる場合、いずれかが本制度にご加入いただければ、共同被保険者として施設所有者も管理者も本補償を受ける対象者(被保険者)となります。

本保険は、保険期間中に記名被保険者が、所有・使用・管理する体育施設(付属施設、エレベーター、エスカレーターを含む)の欠陥や施設の指導員による指導等仕事の遂行に起因して他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して**保険金をお支払いします。

また、対象施設の所有・使用・管理や施設の用法に伴う「仕事」の遂行に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示(以下「不当行為」といいます。)によって、**他人の自由・名誉またはプライバシーを侵害したことに**ついて、被保険者が**法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して**保険金をお支払いします。

ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りです。

体育施設の管理者は、施設・設備の不備及び管理上の瑕疵があった場合ならびに体育施設側の指導上の過失により、他人に損害を与えた場合、国家賠償法あるいは民法709条、715条等の規定により損害賠償の責任を負うこととなります。



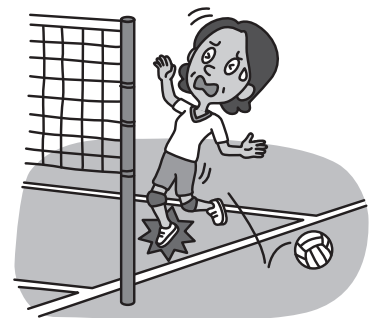
例. 駐車場でハンディタイプの草刈機で作業中、飛び石により駐車中の車に当たり損害を与えた。

② スポーツ災害補償保険 (スポーツ災害補償特約・入院医療補償 保険金のみ支払特約付帯災害補償保険)

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員で、この保険の加入手続きを行った方をいいます。

体育施設内において保険期間中にその施設の利用者が**アマチュアスポーツの練習、競技もしくは指導中等**に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、体育施設の管理者が災害補償の規定等に基づき見舞金を支払う場合、その見舞金に対して保険金をお支払いします。

上記以外の事故につきましては保険金をお支払いすることができませんので、②で補償の対象外となる事故について補償をご希望の場合は別途「**Ⅳ レジャー・サービス施設費用保険**」にご加入ください。(⇒P.5)



例. バレーボールの練習中、ジャンプをして着地の際に足首をひねって入院した。

この保険は、(公財)日本スポーツ施設協会を契約者とする施設所有(管理)者賠償責任保険、スポーツ災害補償保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利及び保険契約を解約する権利等は、原則として(公財)日本スポーツ施設協会が有します。

・加入タイプと保険金額（支払限度額）

Ⅰ スポーツファシリティーズ保険

加入タイプ			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
補償内容														
① 施設賠償責任保険	対人賠償 (免責金額なし)	1名につき	5億円			3億円			1億円			3,000万円		
		1事故につき	10億円			5億円			3億円			1.5億円		
	対物賠償 (免責金額なし)	1事故につき	5億円			2億円			1億円			1億円		
	人格権侵害 (免責金額なし)	1名につき	50万円											
		1事故／保険期間中	1,000万円／ 1,000万円											
② スポーツ災害補償保険	被災者 1名につき	死亡・後遺障害*1	200万円	120万円		200万円	120万円		200万円	120万円		200万円	120万円	
		入院医療補償 保険金日額	2,500円			2,500円			2,500円			2,500円		

* 1 後遺障害補償保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の4%～100%をお支払します。

通院見舞費用にも対応でさらに安心！

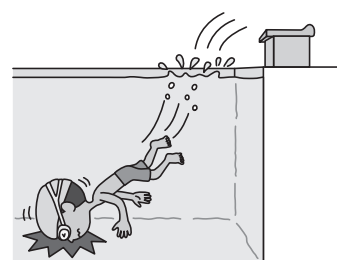
Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険 オプション

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方（記名被保険者）のみとなります。

被保険者に賠償責任が発生しない場合でも以下の災害にあった利用者に対して被保険者が対応費用・見舞費用等を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- 保険期間中に火災、落雷、破裂または爆発、風水雪災、ひょう災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により、対象施設が損害を受けた場合、被保険者が災害への対応に要する費用（被災者傷害見舞費用・被災者対応費用・災害広告費用）を負担したことによる損害について保険金をお支払いします。
- 傷害見舞費用については対象施設内において発生した(1)以外の急激かつ偶然な外来の事故によって利用者がケガをした場合にお支払いの対象になります。

（注）いずれも、事故発生日から1年以内に、被保険者が負担した費用に限ります。また、被保険者が損害賠償金として負担した、被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用、被災者対応費用につきましては、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。



例. スイミングプールで飛び込んだ際、プールの底に前歯をぶつけて欠損した。

・加入タイプと保険金額（支払限度額）

Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険

次の2つのタイプからお選びください。

加入タイプ	a	b
補償項目	支払限度額	
被災者傷害見舞費用・ 傷害見舞費用	死亡・後遺障害見舞費用；被災者1名につき最高50万円 入院見舞費用；被災者1名につき入院期間に応じ2～10万円 通院見舞費用；被災者1名につき通院日数に応じ1～5万円	
被災者対応費用	1事故あたり100万円×被災者数	1事故あたり200万円×被災者数
災害広告費用	1事故につき100万円	1事故につき500万円

Ⅲ サイバーリスク保険（指定管理者向け）

オプション

被保険者 日本スポーツ施設協会の会員または準会員でこの保険に加入手続きを行った方（記名被保険者）、記名被保険者の役員・使用人等、記名被保険者が施設の管理を委託した方、施設の所有者をいいます。

情報の漏えいまたはそのおそれ^{*1}について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。また、情報の漏えいまたはそのおそれ^{*1}や、それを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃に起因して事故対応期間^{*2}内に生じた**サイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用などのサイバーセキュリティ事故対応費用**を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

*1 指定管理業務に伴って取得したものに限りします。

*2 事故対応期間の定義はP.14をご参照ください。

加入タイプと保険金額（支払限度額）

Ⅲ サイバーリスク保険

		支払限度額
賠償責任 ^{*1*2*3}	1 請求／保険期間中	1 億円
サイバーセキュリティ事故対応費用 ^{*4}	1 事故／保険期間中	3,000 万円 (P.14～15を参照)



例. 事務職員が顧客情報を無断で持ち出し、名簿業者に売却した。

*1 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りします。

*2 日本国外で発生した他人の損失について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

*3 被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・障害、プログラム・データの滅失・破損または人格権侵害等に起因する賠償責任を補償します。

①コンピュータ・ウイルスの感染 ②不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかし

*4 保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りします。

2 施設責任者サポートサービス（スポーツファシリティーズ）

保険制度独自サービス

施設責任者の方が下記のような案件でご相談されたい場合にぜひご利用ください。

まずはダイヤル・サービス株式会社にてご相談を受け付けさせていただきます。その後ご相談内容により、社会保険労務士または弁護士とのご相談をセッティングさせていただきます。（予約制）

労働環境に関する相談（予約制）

職員の定着化や質の向上のために、働き方改革（労働環境）の相談ができます。

- ・就業規則の整備や労使協定、残業に関すること（36協定）など、ご相談ください。
- ・その他、制度や言葉の説明もいたします。

有給休暇関連、退職関連、法人の社会保険加入、年金（老齢給付の繰り上げ・繰り下げ・障害年金・離婚分割・加給年金・在職老齢年金）、健康保険（傷病手当金・国民健康保険への切り替え・出産手当金・出産育児一時金）、雇用保険（基本手当関係・育児休業給付関係・高年齢雇用継続給付）、労災（労災申請）

※お電話での相談のため個別具体的な就業規則の作成や申請書の作成等は承れません。

法律に関する相談（予約制）

トラブルなどの解決の糸口での情報提供、またはアドバイスをいたします。

- ・施設内での利用者同士のトラブル、施設内での事故などの際にご相談ください。

※電話での相談のため、資料を拝見できません。お電話で回答できる範囲での法的な考え方や、法的手続きなどの情報提供や一般的な回答をさせていただきます。

サービス提供会社 ダイアル・サービス株式会社

3 ご加入について

① 加入依頼書の送付

所定の加入依頼書に必要事項をご記入の上、[1]～[4]の4枚を担当代理店に郵送してください。
([5]は加入者控となりますので、郵送は不要です。)

I スポーツファシリティーズ保険、II レジャー・サービス施設費用保険

掛金の基礎単位を「入場者数」とする施設については、**最近の会計年度等の入場者実績を確認できる公表資料・客観的資料**を併せて送付してください。

III サイバーリスク保険

指定管理業務における「**運営管理受託費**」(**指定管理料**)を**確認できる資料**を併せて送付してください。

送付先 担当代理店

② 掛金の送金

次ページ以降に従って掛金を算出し、下記指定口座に送金してください。
(払込手数料は払込人負担となります。)

口座名

口座名：公益財団法人日本スポーツ施設協会

a. 銀行振込みの場合…みずほ銀行 四谷支店 (036) 普通預金口座 (1172055)

b. 郵便振替の場合……00160-0-10679

③ 保険責任期間

	掛金送金締切	加入期間
新規加入 更新加入	2022年3月18日(金)	(保険期間) 2022年4月1日午後4時から 2023年4月1日午後4時まで* ¹

新規・更新加入の場合、指定口座に着金した日が2022年4月1日以降になった場合、中途加入扱いとなります。

	掛金送金締切	加入期間
中途加入* ³	※補償開始日の前日までに指定口座 に着金するよう送金してください。	(補償期間) 掛金着金日の翌日午前0時から 2023年4月1日午後4時* ² まで

*¹ スポーツ災害補償保険の保険期間は、2022年4月1日午前0時から2023年3月31日午後12時までとなります。

*² スポーツ災害補償保険の場合は、2023年3月31日午後12時までとなります。

*³ 中途加入日の属する月が1ヶ月未満であっても1ヶ月分の掛金が必要です。

※加入者が送金手続きを行ってから、当協会の口座に着金するまで数日を要することがあるため、数日の余裕をもって掛金をお振込みいただきますようお願いします。

④ 加入者証の発送

掛金の振込み内容を確認後、(公財)日本スポーツ施設協会からご加入者様宛に加入者証兼領収証を送付いたします。(保険始期翌々月以降)

4 掛金表（ご加入者の負担金）

Ⅰ スポーツファシリティーズ保険（施設賠償責任保険・スポーツ災害補償保険部分※¹）

〈一般体育施設〉

（単位：円）

施設コード※2			施設の種類	加入タイプ 掛金算出 基礎数字※2	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	
施設 グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード															
01	01	01	水泳プール・アイススケート場	入場者1名につき													
	02	01	ローラースケート場・射撃場・ アーチェリー場・弓道場等		1.86	1.84	1.51	1.65	1.63	1.30	1.42	1.40	1.07	1.08	1.06	0.73	
02	01	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積 1㎡につき	4.05	3.95	2.25	3.72	3.62	1.92	3.41	3.31	1.61	2.99	2.89	1.19	
		02		上記以外の敷地面積 1㎡につき	0.87	0.86	0.76	0.76	0.75	0.65	0.65	0.64	0.54	0.52	0.51	0.41	
03	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡未満)	体育を行う床面積 1㎡につき	84.05	82.05	57.05	75.87	73.87	48.87	67.30	65.30	40.30	54.99	52.99	27.99	
		02		上記以外の床面積 1㎡につき	8.84	8.84	8.84	7.58	7.58	7.58	6.34	6.34	6.34	4.65	4.65	4.65	
	02	01	健康増進施設	体育を行う床面積 1㎡につき	84.05	82.05	57.05	75.87	73.87	48.87	67.30	65.30	40.30	54.99	52.99	27.99	
		02		上記以外の床面積 1㎡につき	8.84	8.84	8.84	7.58	7.58	7.58	6.34	6.34	6.34	4.65	4.65	4.65	
04	01	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1㎡につき	0.87	0.86	0.76	0.76	0.75	0.65	0.65	0.64	0.54	0.52	0.51	0.41	
05	01	01	宿泊施設	屋内延べ面積1㎡につき	15.21	14.71	9.71	13.82	13.32	8.32	12.43	11.93	6.93	10.34	9.84	4.84	
06	01	01	ゴルフ場	ゴルフ場	敷地面積1haにつき	486.7	476.7	326.7	440.0	430.0	280.0	394.0	384.0	234.0	328.0	318.0	168.0
	02	02		クラブハウス	屋内延べ面積1㎡につき	14.64	14.14	9.14	13.33	12.83	7.83	11.98	11.48	6.48	10.00	9.50	4.50
	03	03		ゴルフカート	1台につき	—	—	18151	—	—	14014	—	—	10178	—	—	6944
07	01	01	スキー場	スキー場	敷地面積1haにつき	11054	10554	1554	10831	10331	1331	10605	10105	1105	10261	9761	761
	02	02		付属ロッジ	屋内延べ面積1㎡につき	15.21	14.71	9.71	13.82	13.32	8.32	12.43	11.93	6.93	10.34	9.84	4.84
	03	03		ジャンプ台	敷地面積1㎡につき	20.16	19.46	11.64	18.49	17.79	9.97	16.89	16.19	8.37	14.62	13.92	6.10
	04	04		人工スキー場	入場者1名につき	1.86	1.84	1.51	1.65	1.63	1.30	1.42	1.40	1.07	1.08	1.06	0.73
	05	05		リフト・ ロープトー等	定員1名につき	708.08	703.08	653.08	614.52	609.52	559.52	518.05	513.05	463.05	372.23	367.23	317.23
08	01	01	ボート場	ボート場	ボート場として使用され る水面積1㎡あたり	0.87	0.86	0.76	0.76	0.75	0.65	0.65	0.64	0.54	0.52	0.51	0.41
	02	02		ボート	1隻につき	2889	2689	389	2830	2630	330	2800	2600	300	2770	2570	270
	03	03		艇庫・休憩施設	屋内延べ面積1㎡につき	13.58	13.08	8.08	13.33	12.83	7.83	11.98	11.48	6.48	10.00	9.50	4.50
09	01	01	アスレチックコース	敷地面積1㎡につき	4.05	3.95	2.25	3.72	3.62	1.92	3.41	3.31	1.61	2.99	2.89	1.19	
10	01	01	ハイキングコース等・ジョギングコース ・オリエンテーリングコース	コース1㎡につき	1.72	1.70	1.50	1.51	1.49	1.29	1.29	1.27	1.07	1.01	0.99	0.79	
11	01	01	ヨットハーバー	水面積1㎡につき	20.65	19.95	11.45	19.01	18.31	9.81	17.30	16.60	8.10	15.41	14.71	6.21	
		02		1隻につき	2889	2689	389	2830	2630	330	2800	2600	300	2770	2570	270	
		03		敷地面積1㎡につき	4.05	3.95	2.25	3.72	3.62	1.92	3.41	3.31	1.61	2.99	2.89	1.19	
12	01	01	海水浴場等	砂浜・岸辺および遊泳区 域の面積1㎡につき	6.04	5.84	3.29	5.57	5.37	2.82	5.17	4.97	2.42	4.50	4.30	1.75	
	02		河川・湖沼の遊技場														
13	01	01	駐車場	敷地面積1㎡につき	—	—	0.76	—	—	0.65	—	—	0.54	—	—	0.41	
14	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡以上)	体育施設の床面積 1㎡につき	6.47	6.37	4.67	5.81	5.71	4.01	5.17	5.07	3.37	4.28	4.18	2.48	
		02		上記以外の床面積 1㎡につき	0.87	0.86	0.76	0.76	0.75	0.65	0.65	0.64	0.54	0.52	0.51	0.41	
15	01	01	文化施設	施設内建物総床面積 1㎡につき	—	—	8.33	—	—	6.45	—	—	4.82	—	—	3.51	
	02	02	福祉施設		—	—	30.38	—	—	23.46	—	—	17.16	—	—	11.89	
16	01	01	スポーツクライミング施設 (屋外)	敷地面積1㎡につき	87.02	86.92	85.22	68.24	68.14	66.44	50.91	50.81	49.11	36.62	36.52	34.82	
	02	02	スポーツクライミング施設 (屋内)		112.22	110.22	85.22	93.44	91.44	66.44	76.11	74.11	49.11	61.82	59.82	34.82	

●スポーツクライミング施設は、クライミングボード（人工壁を屋内外に設置）で安全のための装備を使用し、競技性、身体運動を目的として利用される施設のことを言います。なお、体育館の壁や公園内の一部にクライミングボードが設置されている場合、体育館または公園の一部として取扱います。

●ドーム型体育施設（※）については建築面積を問わず「屋内体育施設（建築面積7,000㎡以上）」でお引き受けください。

（※）ドーム型体育施設とは、野球場やサッカー場等の大型の施設であり、「エアードーム工法、注入ドーム工法」など、特定の工法で施工されている屋内体育施設を指します。

〈学校開放中の学校体育施設〉

（単位：円）

施設コード※ ²			施設の種類	加入タイプ 掛金算出 基礎数字※ ²	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
施設 グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード														
a	01	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき	31082	30582	21582	27990	27490	18490	25780	25280	16280	20800	20300	11300
b	01	01	プール	開放中の入場者1人につき	1.69	1.67	1.34	1.53	1.51	1.18	1.42	1.40	1.07	1.05	1.03	0.70

※1 掛金には、制度維持費が含まれています。詳しくはP.16～17「掛金表内訳」をご参照ください。

※2 施設コードは加入依頼書へ必ずご記入ください。掛金算出基礎数字は把握可能な最近の会計年度等の数字とします。保険期間終了後の確定精算は行いません。ご申告いただいた掛金算出基礎数字が把握可能な最近の会計年度等の掛金算出基礎数字に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することがあります。

（注）施設賠償責任保険では、自動車の所有・使用または管理に起因する事故はお支払の対象になりません。

※季節によって使用方法が異なる施設につきましては、代理店までお問い合わせください。

Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険

オプション

(単位：円)

施設コード*			施設の種類	掛金算出 基礎数字 ^(*)	加入タイプ	
施設 グループ コード	詳細施設 コード	基礎単位 コード			a	b
01	01	01	水泳プール、スケート場	入場者1名	2.62	2.72
	02	01	射撃場、アーチェリー場、弓道場 テニスコート ゴルフ場 スキージャンプ台 屋内人工スキー場			
02	01	01	屋外体育施設 陸上競技場、運動広場、相撲場、球技場、野球場、バレーコート、馬場	入場者1名	1.35	1.44
	02	01	スキー場 ※屋内人工スキー場はグループ1			
	03	01	ドーム型体育施設 専ら、屋外スポーツを目的としたドーム型の体育施設			
03	01	01	屋内体育施設 体育館、柔剣場、相撲場、レスリング場、ボクシング場、 フェンシング場、ボウリング場	床面積1㎡	66.04	68.65
04	01	01	各種公園、キャンプ場 アスレチックコース ハイキングコース、ジョギングコース、オリエンテーリングコース ボート場 (ボートを含む)	入場者1名	1.19	1.20
05	01	01	宿泊施設、山荘 (ロッジ、ヒュッテ)、合宿所 スキー場付属ロッジ	屋内延面積1㎡	12.16	13.26
06	01	01	ゴルフ場クラブハウス ※ゴルフ場はグループ1	屋内延面積1㎡	2.71	3.06
07	01	01	スキー場リフト・ロープトール ※屋内スキー場はグループ1 付属ロッジはグループ5 ジャンプ台はグループ1	定員1名	277.72	297.25
08	01	01	ヨットハーバー	水面積1㎡	2.71	3.06
09	01	01	海水浴場等 海水浴場	砂浜・岸辺・遊泳 区域の面積1㎡	2.71	3.06
	02	01	河川・湖沼の遊技場			
10	01	01	駐車場	入場者1名	1.35	1.44
11	01	01	文化施設 児童館、公民館、市民会館、文化センター、美術館、集会場、展示場、 博物館	建物総床面積1㎡	8.00	11.00
	02	01	福祉施設 老人センター、国民宿舎	建物総床面積1㎡	14.00	19.00
12	01	01	スポーツライミング施設	建物総床面積1㎡	41.36	58.28

(*) 掛金算出基礎数字は把握可能な最近の会計年度等の数字とします。保険期間終了後の確定精算は行いません。

※学校開放中の体育施設については、使用の状況に応じて上記料率を適用ください。

Ⅲ サイバーリスク保険

オプション

運営管理 受託費	～ 4,000万円未満	4,000万円以上 ～ 5,000万円未満	5,000万円以上 ～ 6,000万円未満	6,000万円以上 ～ 7,000万円未満	7,000万円以上 ～ 8,000万円未満	8,000万円以上 ～ 9,000万円未満	9,000万円以上 ～ 1億円未満
保険料	30,000円	38,570円	46,290円	54,000円	61,710円	69,430円	77,160円

運営管理 受託費	1億円以上～ 2億円未満	2億円以上 ～ 3億円未満	3億円以上 ～ 4億円未満	4億円以上 ～ 6億円未満	6億円以上 ～ 8億円未満	8億円以上 ～ 10億円未満	10億円以上～
保険料	154,300円	175,670円	197,040円	228,440円	248,490円	268,560円	お問い合わせ ください



代理店まで以下の資料のご提示をお願いいたします。

指定管理業務における「運営管理受託費」(指定管理料) がわかる資料

なお、ご申告いただいた運営管理受託費がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の運営管理受託費に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払することになりますので、ご注意ください。

5 掛金計算方法

I スポーツファシリティーズ保険

- (1) 施設賠償責任保険、スポーツ災害補償保険の掛金は施設の種類ごとに、入場者数あるいは施設の面積等を基礎に算出します。また、掛金は1円の位を四捨五入して10円単位としてください。

例 同一構内で水泳プール施設と屋内体育施設が混在しており、以下の条件で加入する場合

屋内体育施設の延べ面積	6,000㎡
体育を行う床面積	2,000㎡
水泳プールの専用面積	1,000㎡
水泳プールの年間入場者数	100,000人
駐車場の面積	1,000㎡
タイプ	Dタイプに加入 (駐車場はFタイプ)

●屋内体育施設

- ・体育を行う部分：2,000㎡×75.87円＝151,740円…①
- ・体育を行わない（体育を行う床面積、水泳プール専用面積を除く）部分：
(6,000㎡－2,000㎡－1,000㎡) × 7.58 ＝ 22,740円…②

●水泳プール施設

$$100,000人 \times 1.65円 = 165,000円 \dots ③$$

●駐車場

$$1,000㎡ \times 0.65円 = 650円 \dots ④$$

$$\text{(年間掛金)} \text{ ①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = 340,130円$$

- (2) 中途加入の場合は、施設の種類ごとに次のとおり計算します。（施設グループコードについては、P.8の4.掛金表をご参照ください。）

施設グループコード	掛金算出基礎数字	計算方法
01、07（詳細施設コード：04、05）、b	入場者、定員など	未経過期間に対応する最近の会計年度等の同期間における入場者数を基礎数字として計算してください。月割計算はしません。
02～06、07（詳細施設コード：01、02、03）、08～16、a	面積、学校数など	残りの保険期間の月数により、月割計算します。

- (3) 施設ごとに異なる加入タイプを選択することができます。

II レジャーサービス施設費用保険

- (1) 掛金は体育施設の種類ごとに、入場者・定員あるいは体育施設の面積を基礎に算定します。なお、掛金は施設ごとに1円位を四捨五入して10円単位にしてください。

入場者数の把握ができない場合等については下表により換算することができます。

屋内スキー場	敷地面積1㎡	5名	各種公園	敷地面積1㎡	0.5名
テニスコート	敷地面積1㎡	1名	キャンプ場	敷地面積1㎡	1名
陸上競技場	敷地面積1㎡	1.5名	アスレチックコース	敷地面積1㎡	3名
運動広場	敷地面積1㎡	3名	ハイキングコース等	コース1m	2名
野球場・球技場	敷地面積1㎡	1.5名	ボート場	水面積1㎡	0.5名
バレーコート	敷地面積1㎡	5名	駐車場	敷地面積1㎡	1.5名

例 水泳プール施設で以下の条件で加入する場合

水泳プールの年間入場者数	100,000人
タイプ	bタイプに加入

$$\text{(年間掛金)} 100,000人 \times 2.72円 = 272,000円$$

- (2) 中途加入の場合は、施設の種類ごとに次のとおり計算します。（施設グループコードについては、P.8の4.掛金表をご参照ください。）

施設グループコード	掛金算出基礎数字	計算方法
01、02、04、07、09、10	入場者または定員	未経過期間における見込み入場者数を基礎数字として計算してください。月割計算はしません。
03、05、06、08、11、12	面積	残りの保険期間の月数により、月割計算します。

- (3) 施設ごとに異なる加入タイプを選択することができます。

III サイバーリスク保険

- (1) 掛金は、指定管理契約毎の運営管理受託費を基に算出します。
 (2) 中途加入の場合は、年間掛金に（未経過月数）/12をかけて算出ください。

6 よくある照会

〈補償内容〉

施設所有（管理）者賠償責任保険とスポーツ災害補償保険に共通のもの

- Q この保険の対象となる体育・スポーツ施設の具体的種類をあげて下さい。
- A （公財）日本スポーツ施設協会の会員及び準会員が所有・使用・管理するすべての社会体育施設が対象となります。
- Q 損害賠償金に対する補償と見舞金に対する補償の関係を説明して下さい。
- A 一旦事故が発生した場合、まず、見舞金が保険で補償されます。更に、その事故について、体育施設の所有・管理者が法律上の損害賠償責任を負担し、被害者に損害賠償金を支払う場合は、損害賠償金も賠償責任保険で補償されます。したがって、賠償事故の場合は、損害賠償金と見舞金が補償され、体育施設の所有・管理者に責任のない事故の場合は見舞金だけが補償されます。
- Q 施設の管理者が保険期間の途中で変更される場合、変更手続きはどのようにになりますか？
- A 加入者が施設の管理者である場合は改めて本保険にご加入いただく必要があります。その場合は、現在ご加入いただいている保険から脱退することとなります。（脱退手続き、返戻金の計算方法につきましては、取扱代理店へお問い合わせください。）

施設所有（管理）者賠償責任保険のみに関するもの

- Q 事故が発生し、その事故の責任をめぐって紛争が生じた場合はどのように解決するのですか？
- A 裁判あるいは当事者間の話し合いにより、解決することになります。紛争解決にあたっては、保険会社にご支援いたします。示談交渉は行えませんが、保険会社の同意を得たうえで、弁護士に交渉を依頼することも可能です。

スポーツ災害補償保険のみに関するもの

- Q 食中毒も対象になりますか？
- A 中毒症状で、本保険の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガス（または有毒物質）によるもので、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は対象になりません。食物の中に毒物が混入していた場合の中毒症状は本保険の対象になります。
- Q 災害補償の規定とは、どのような規定でしょうか？
- A 施設において定めている一定の基準で補償を行う規定を指します。

〈手続きについて〉

- Q 駐車場のある施設を引受する場合は、どのように手続きをすればよいのでしょうか？
- A 駐車場部分の補償の必要有無をご確認の上で補償が必要である場合は、駐車場の施設コードを用いて適切にお手続きをお願いいたします。
- Q 中途加入したいとき、施設が追加となった場合はどのように手続きすればよいのでしょうか？
- A 新規加入と同様の流れに沿って、新しく管理する施設について白紙加入依頼書に記入のうえお手続きをお願いいたします。
- Q 施設が建て替えのため取り壊しになった場合は、どのように手続きすればよいのでしょうか？
- A 解約のお手続きを行う必要があります。お手数ですが取扱代理店へお問い合わせください。
- Q 加入者証兼領収証（加入依頼書3枚目）はいつ頃加入者へ届きますか。
- A 保険始期翌々月以降に（公財）日本スポーツ施設協会から発送いたします。
- Q 払込手数料は差し引いて入金してよいですか。
- A 払込手数料は、加入施設様にご負担いただいております。払込手数料は差し引かずにお振込みください。

7 補償内容の詳細

I スポーツファシリティーズ保険

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに、被保険者が災害補償規定等に基づき、災害補償金を負担することによって被る損害に相当する金額を限度に、補償保険金をお支払いします。

	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合※
(スポーツファシリティーズ保険制度特約・人格権侵害担保特約付帯) 施設賠償責任保険	【お支払いする保険金、お支払い方法】 (1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等） *賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。 ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 *引受保険会社の書面による同意が必要になります。 ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または予め引受保険会社が書面より同意した費用 ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用 ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続のため、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 (2) 保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①体育施設の管理者側に賠償責任のない事故 ②体育施設の従業員が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ③体育施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害（ただし、体育施設の従業員が日常的に行う簡単なメンテナンス程度の作業はここでいう「工事」とはみなしません。） ④自動車、原動機付自転車、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）・動物等の所有、使用または管理に起因する損害 ⑤他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑥日本国外において発生した事故に起因する損害 ⑦排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 ⑧スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出 ⑨建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ⑩記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ア. 商品または飲食物 イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物 ⑪汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ⑫石綿または石綿の代替物質等（それらを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ⑬核燃料物質（使用済燃料を含みます）核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます）。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害は除きます。 ⑭サイバー攻撃 など (人格権侵害担保特約) ⑮最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または回復として行われた不当行為 ⑯被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑰広告・宣伝活動・放送活動または出版活動 など
(スポーツ災害補償特約・入院医療補償保険金のみ支払特約付帯災害補償保険) スポーツ災害補償保険	補償対象者が保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、被保険者がその補償対象者に対して一定の災害補償を行う旨の約定に基づき、災害補償金を被保険者にお支払いします。 ①死亡補償保険金：補償対象者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡し、被保険者が災害補償金の支払責任を負担するとき、死亡・後遺障害補償保険金額を限度に被保険者に死亡補償保険金をお支払いします。（同一事故による傷害に対してすでに支払った後遺障害補償保険金がある場合は、死亡補償保険金額からすでに支払った金額を控除した残額を限度にお支払いします。） ②後遺障害補償保険金：補償対象者が、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ被保険者が災害補償金の支払責任を負担するとき、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額の4%～100%を限度に後遺障害補償保険金をお支払いします。なお、1被災者についてお支払いする後遺障害補償保険金の額は死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 ③入院医療補償保険金：補償対象者が医師の治療を必要とし、病院または診療所に入院し被保険者が災害補償金の支払責任を負担する場合、入院した治療日数1日につき入院医療補償保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては入院医療補償保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「治療日数」は、180日が限度となります。 ※通院のみの場合はお支払い対象外です。 ※入院医療補償保険金の給付を受けられる期間中、さらに入院医療補償保険金の給付を受けられるケガをされても、入院医療補償保険金は重複してはお支払いできません。 ※傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性いづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。	①保険契約者・被保険者（保険の対象となる会員及び準会員）・補償対象者・死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ②補償対象者のけんかや自殺・犯罪行為によるケガ ③補償対象者の妊娠、出産、早産、流産によるケガ ④補償対象者に対する外科的手術などの医療処置（保険金が出されるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ⑤補償対象者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑥スポーツを職業または職務とする補償対象者が、職業上または職務上行うスポーツ活動中に被ったケガ ⑦補償対象者の無免許運転または酒気帯び運転中に生じた事故によるケガ ⑧大気汚染、水質汚濁等の環境汚染によるケガ ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑩戦争、内乱、暴動などによるケガ ⑪核燃料物質の有害な特性などによるケガ ⑫むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など

※保険金をお支払いしない主な場合は上記のとおりですが、詳細は団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりしますので、取扱代理店または東京海上日動にご照会ください。

Ⅱ レジャー・サービス施設費用保険 オプション

保険金をお支払いする場合は下記の通りです。

- 保険期間中に発生した火災、落雷、破裂・爆発、風水雪災、ひょう災、対象施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊により対象施設が損害を受けた場合に、被保険者が災害対応費用（「被災者傷害見舞費用」「被災者対応費用」「災害広告費用」）を負担したことによる損害に対し保険金をお支払いします。
- 「傷害見舞費用」については、対象施設内において発生した（１）以外の急激かつ偶然な外来の事故により利用者がケガをした場合にお支払いの対象となります。

	お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合	
被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	被保険者が事故発生の日から1年以内に負担した下記の費用のうち、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分について保険金をお支払いします。 施設利用者が上記（1）（2）の事故により身体に傷害を被り、その結果死亡した場合、または医師の治療を受けた場合に被保険者が慣習として支払った見舞金・弔慰金などの費用について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。			
	保険金の種類	支払限度額（被災者1名につき）		
	死亡見舞費用	50万円※（傷害の直接の結果として被災者が事故日から180日以内に死亡した場合）		
	後遺障害見舞費用	50万円×後遺障害の程度に応じた支払割合（傷害の直接の結果として事故日から180日以内に被災者に後遺障害が生じた場合）		
	入院見舞費用	入院期間に応じ次に挙げる額（傷害の直接の結果として被災者が事故日から180日以内に入院した場合） ○31日以上…………… 10万円 ○15日以上～ 30日以内 …… 5万円 ○8日以上～ 14日以内 …… 3万円 ○7日以内…………… 2万円		
	通院見舞費用	通院日数（往診日数を含む）に応じ次に挙げる額（傷害の直接の結果として被災者が通院した場合。入院見舞費用保険金が支払われる期間中の通院および事故の日から180日を経過した後の通院については、通院日数に含みません。） ○31日以上…………… 5万円 ○15日以上～ 30日以内 …… 3万円 ○8日以上～ 14日以内 …… 2万円 ○7日以内…………… 1万円		
	※同一事故により既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。			
被災者対応費用	上記（1）の事故により利用者がケガをして死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被保険者がその被災者に対して負担した次の費用について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ①被災者の親族等の現地訪問費用（被災者1名につき2名分を限度とします） ②被保険者の役員・使用人派遣費用 ③被保険者が要した通信費用 ④被災者の親族等との応対関係費用 ⑤被災者捜索・救助費用 ⑥被災者移送・移転費用 ⑦被保険者が営む葬儀費用			
災害広告費用	上記（1）の災害の発生によって新聞等におわび広告を掲載するために要した費用及び休業・営業再開予定について公告する費用について支払限度額を限度にお支払いします。（あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。）			

Ⅲ サイバーリスク保険 オプション

【用語の意味】 このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、障害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、同表の＜セキュリティ事故＞＜風評被害事故＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報、法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
セキュリティ事故	損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」の事由やそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃をいいます。ただし、下表に記載のa. サイバー攻撃対応費用についてのみ、サイバー攻撃のおそれを含みます。
風評被害事故	セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。 （ア）氏名の情報 （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報 イ. 個人識別符号が含まれるもの
個人識別符号	次のものをいいます。 ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号 カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

保険金をお支払いする場合は下記の通りです。

- (1) 損害賠償責任に関する補償【情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）、指定管理者特約、スポーツファシリティーズ保険制度特約、メール送受信等賠償責任担保特約】
情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（※1）（※2）
被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・障害、プログラム・データの滅失・破壊または人格権侵害等に起因する賠償責任を補償します。
①コンピュータ・ウイルスの感染 ②不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかし
（※1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り、
（※2）日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
- (2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項、指定管理者特約、スポーツファシリティーズ保険制度特約】
【訴訟対応費用以外の費用】
事故対応期間内に生じた下表記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。
保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り、
【訴訟対応費用】
この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、）を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り、

		お支払いする保険金		保険金をお支払いしない主な場合																		
損害賠償責任に関する補償「情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）」	お支払いの対象となる損害 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。） ③協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用																					
	支払限度額等 損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。 この保険契約においてお支払いする保険金の額は、（1）賠償責任保険に関する補償・（2）サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償（全件付帯）およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。																					
		お支払いする保険金 【①法律上の損害賠償金】 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。 【②・③の費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。																				
		【訴訟対応費用以外の費用】 お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。 免責金額は適用しません。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。																				
		<table><tr><th rowspan="2">費用の種類</th><th rowspan="2">定義</th><th rowspan="2">縮小支払割合</th><th colspan="2">支払限度額</th></tr><tr><th>各費用固有の支払限度額</th><th>費用全体の支払限度額</th></tr><tr><td>a. サイバー攻撃対応費用</td><td>次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、</td><td>(A) 100% または (B) 90%</td><td>1事故・保険期間中 3,000万円</td><td>1事故・保険期間中 3,000万円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"> (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合 </td></tr></table>				費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、	(A) 100% または (B) 90%	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 3,000万円			(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合		
費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額																			
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額																		
a. サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、	(A) 100% または (B) 90%	1事故・保険期間中 3,000万円	1事故・保険期間中 3,000万円																		
		(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合																				
サイバーセキュリティ事故対応費用に「サイバーセキュリティ事故対応費用に」																						

サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」

お支払いする保険金				保険金をお支払いしない主な場合	
費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額		
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	
b. 費用範囲・被害	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	(A) 100% または (B) 90%	1 事故・ 保険期間中 3,000万円	《共通》 - 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） - 被保険者の暗号資産交換業の遂行 - 被保険者相互間における損害賠償請求 - 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版 - 保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 - 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由 - 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動 - 不正な為替取引・資金移動 - 被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求	
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）	(A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置（※3）により客観的に明らかになった場合（サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち (A) 以外および風評被害事故の場合			
d. 復旧費用等	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。（※2） なお、セキュリティ事故が発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	100%			
e. その他事故対応費用	次のアからコの内容をいいます。ただし、a～dおよびf、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りします。 ク. クレジット情報モニタリング費用（※2） クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用 コ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） （イ）通信費 （ウ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（※2）	100%	－		1 事故・ 保険期間中 3,000万円
	キ.	法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りします。	100%		被害者1名につき 1,000円
	ク.	クレジット情報モニタリング費用（※2） クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用	100%	被害法人1社につき 5万円	
	ケ.	損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%	－	
	コ.	公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） （イ）通信費 （ウ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（※2）	100%	－	
f. 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、c. 相談費用を除きます。（※2）	90%	1 事故：次のいずれか低い額 ア. 1,000万円 イ. a～e および訴訟対応費用以外の費用において支払われる保険金の合計額 保険期間中：1,000万円		

（※1） 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
（※2） 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。
（※3） 次のいずれかをいいます。
① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りします。）
② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付④ 公的機関からの通報

【訴訟対応費用】
お支払いの対象となる費用と支払限度額等
損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。
ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。
※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。
※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・ 保険期間中 1,000万円	1 事故・保険期間中 3,000万円

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

〈ご参考〉掛金表内訳

1 スポーツファシリティーズ保険（賠償責任保険・スポーツ災害補償保険部分）掛金内訳表

掛金の中の保険料率と制度維持費の内訳は下表の通りです。掛金合計（スポーツファシリティーズ保険ご加入者のご負担金）はP.8をご参照ください。

〈一般体育施設〉

（単位：円）

施設コード			施設の種類	掛金算出基礎	タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE		タイプF	
施設グループコード	詳細施設コード	基礎単位コード			保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費
01	01	01	水泳プール・アイススケート場													
	02	01	ローラースケート場・射撃場・アーチェリー場・弓道場等	入場者1名につき	1.83	0.03	1.81	0.03	1.48	0.03	1.62	0.03	1.60	0.03	1.27	0.03
02	01	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積1㎡につき	4.00	0.05	3.90	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	3.58	0.04	1.88	0.04
	02			上記以外の敷地面積1㎡につき	0.85	0.02	0.84	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.74	0.01	0.64	0.01
03	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡未満)	体育を行う床面積1㎡につき	82.91	1.14	80.91	1.14	55.91	1.14	74.89	0.98	72.89	0.98	47.89	0.98
		02		上記以外の床面積1㎡につき	8.66	0.18	8.66	0.18	8.66	0.18	7.43	0.15	7.43	0.15	7.43	0.15
	02	01	健康増進施設	体育を行う床面積1㎡につき	82.91	1.14	80.91	1.14	55.91	1.14	74.89	0.98	72.89	0.98	47.89	0.98
		02		上記以外の床面積1㎡につき	8.66	0.18	8.66	0.18	8.66	0.18	7.43	0.15	7.43	0.15	7.43	0.15
04	01	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1㎡につき	0.85	0.02	0.84	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.74	0.01	0.64	0.01
05	01	01	宿泊施設	屋内延べ面積1㎡につき	15.02	0.19	14.52	0.19	9.52	0.19	13.65	0.17	13.15	0.17	8.15	0.17
06	01	01	ゴルフ場	ゴルフ場 敷地面積1haにつき	480.17	6.53	470.17	6.53	320.17	6.53	434.40	5.60	424.40	5.60	274.40	5.60
	02	02		クラブハウス 屋内延べ面積1㎡につき	14.46	0.18	13.96	0.18	8.96	0.18	13.17	0.16	12.67	0.16	7.67	0.16
	03	03		ゴルフカート 1台につき	—	—	—	—	17787.98	363.02	—	—	—	—	13733.72	280.28
07	01	01	スキー場	スキー場 敷地面積1haにつき	11022.58	31.07	10522.58	31.07	1522.58	31.07	10804.38	26.62	10304.38	26.62	1304.38	26.62
	02	02		付属ロッジ 屋内延べ面積1㎡につき	15.02	0.19	14.52	0.19	9.52	0.19	13.65	0.17	13.15	0.17	8.15	0.17
	03	03		ジャンプ台 敷地面積1㎡につき	19.93	0.23	19.23	0.23	11.41	0.23	18.29	0.20	17.59	0.20	9.77	0.20
	04	04		人工スキー場 入場者1名につき	1.83	0.03	1.81	0.03	1.48	0.03	1.62	0.03	1.60	0.03	1.27	0.03
	05	05		リフト・ロープトロー等 定員1名につき	695.02	13.06	690.02	13.06	640.02	13.06	603.33	11.19	598.33	11.19	548.33	11.19
08	01	01	ボート場	ボート場 として使用される水面積1㎡あたり	0.85	0.02	0.84	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.74	0.01	0.64	0.01
	02	02		ボート 1隻につき	2881	8	2681	8	381	8	2823	7	2623	7	323	7
	03	03		艇庫・休憩施設 屋内延べ面積1㎡につき	13.42	0.16	12.92	0.16	7.92	0.16	13.17	0.16	12.67	0.16	7.67	0.16
09	01	01	アスレチックコース	敷地面積1㎡につき	4.00	0.05	3.90	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	3.58	0.04	1.88	0.04
10	01	01	ハイキングコース等・ジョギングコース・オリエンテーリングコース	コース1mにつき	1.69	0.03	1.67	0.03	1.47	0.03	1.48	0.03	1.46	0.03	1.26	0.03
11	01	01	ヨットハーバー	水面積1㎡につき	20.42	0.23	19.72	0.23	11.22	0.23	18.81	0.20	18.11	0.20	9.61	0.20
		02		1隻につき	2881	8	2681	8	381	8	2823	7	2623	7	323	7
		03		敷地面積1㎡につき	4.00	0.05	3.90	0.05	2.20	0.05	3.68	0.04	3.58	0.04	1.88	0.04
12	01	01	海水浴場等	砂浜・岸辺および遊泳区域の面積1㎡につき	5.97	0.07	5.77	0.07	3.22	0.07	5.51	0.06	5.31	0.06	2.76	0.06
	02		河川・湖沼の遊技場													
13	01	01	駐車場	敷地面積1㎡につき	—	—	—	—	0.74	0.02	—	—	—	—	0.64	0.01
14	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡以上)	体育施設の床面積1㎡につき	6.38	0.09	6.28	0.09	4.58	0.09	5.73	0.08	5.63	0.08	3.93	0.08
		02		上記以外の床面積1㎡につき	0.85	0.02	0.84	0.02	0.74	0.02	0.75	0.01	0.74	0.01	0.64	0.01
15	01	01	文化施設	施設内建物総床面積1㎡につき	—	—	—	—	8.16	0.17	—	—	—	—	6.32	0.13
	02	02	福祉施設		—	—	—	—	29.77	0.61	—	—	—	—	22.99	0.47
16	01	01	スポーツクライミング施設（屋外）	敷地面積1㎡につき	85.32	1.70	85.22	1.70	83.52	1.70	66.91	1.33	66.81	1.33	65.11	1.33
	02	02	スポーツクライミング施設（屋内）		110.52	1.70	108.52	1.70	83.52	1.70	92.11	1.33	90.11	1.33	65.11	1.33

〈学校開放中の学校体育施設〉

（単位：円）

施設コード			施設の種類	掛金算出基礎	タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE		タイプF	
施設グループコード	詳細施設コード	基礎単位コード			保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費	保険料率	制度維持費
a	01	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき	30650	432	30150	432	21150	432	27620	370	27120	370	18120	370
b	01	01	プール	開放中の入場者1人につき	1.66	0.03	1.64	0.03	1.31	0.03	1.51	0.02	1.49	0.02	1.16	0.02

〈一般体育施設〉

(単位：円)

施設コード			施設の種類	掛金 算出基礎	タイプG		タイプH		タイプI		タイプJ		タイプK		タイプL		
施設 グループ コード	詳細 施設 コード	基礎 単位 コード			保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	
01	01	01	水泳プール・アイススケート場	入場者1名につき	1.40	0.02	1.38	0.02	1.05	0.02	1.07	0.01	1.05	0.01	0.72	0.01	
	02	01	ローラースケート場・射撃場・アーチェリー場・弓道場等														
02	01	01	屋外体育施設	体育施設の敷地面積1㎡につき	3.38	0.03	3.28	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	2.87	0.02	1.17	0.02	
		02		上記以外の敷地面積1㎡につき	0.64	0.01	0.63	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.50	0.01	0.40	0.01	
03	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡未満)	体育を行う床面積1㎡につき	66.49	0.81	64.49	0.81	39.49	0.81	54.43	0.56	52.43	0.56	27.43	0.56	
		02		上記以外の床面積1㎡につき	6.21	0.13	6.21	0.13	6.21	0.13	4.56	0.09	4.56	0.09	4.56	0.09	
	02	01	健康増進施設	体育を行う床面積1㎡につき	66.49	0.81	64.49	0.81	39.49	0.81	54.43	0.56	52.43	0.56	27.43	0.56	
		02		上記以外の床面積1㎡につき	6.21	0.13	6.21	0.13	6.21	0.13	4.56	0.09	4.56	0.09	4.56	0.09	
04	01	01	各種公園・キャンプ場	敷地面積1㎡につき	0.64	0.01	0.63	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.50	0.01	0.40	0.01	
05	01	01	宿泊施設	屋内延べ面積1㎡につき	12.29	0.14	11.79	0.14	6.79	0.14	10.24	0.10	9.74	0.10	4.74	0.10	
06	01	01	ゴルフ場	ゴルフ場	敷地面積1haにつき	389.32	4.68	379.32	4.68	229.32	4.68	324.64	3.36	314.64	3.36	164.64	3.36
	02	02		クラブハウス	屋内延べ面積1㎡につき	11.85	0.13	11.35	0.13	6.35	0.13	9.91	0.09	9.41	0.09	4.41	0.09
	03	03		ゴルフカート	1台につき	—	—	—	—	9974.44	203.56	—	—	—	—	6805.12	138.88
07	01	01	スキー場	スキー場	敷地面積1haにつき	10582.90	22.10	10082.90	22.10	1082.90	22.10	10245.78	15.22	9745.78	15.22	745.78	15.22
	02	02		付属ロッジ	屋内延べ面積1㎡につき	12.29	0.14	11.79	0.14	6.79	0.14	10.24	0.10	9.74	0.10	4.74	0.10
	03	03		ジャンプ台	敷地面積1㎡につき	16.72	0.17	16.02	0.17	8.20	0.17	14.50	0.12	13.80	0.12	5.98	0.12
	04	04		人工スキー場	入場者1名につき	1.40	0.02	1.38	0.02	1.05	0.02	1.07	0.01	1.05	0.01	0.72	0.01
	05	05		リフト・ロープトロー等	定員1名につき	508.79	9.26	503.79	9.26	453.79	9.26	365.89	6.34	360.89	6.34	310.89	6.34
08	01	01	ボート場	ボート場として使用される水面積1㎡あたり	0.64	0.01	0.63	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.50	0.01	0.40	0.01	
	02	02		ボート	1隻につき	2794	6	2594	6	294	6	2765	5	2565	5	265	5
	03	03		艇庫・休憩施設	屋内延べ面積1㎡につき	11.85	0.13	11.35	0.13	6.35	0.13	9.91	0.09	9.41	0.09	4.41	0.09
09	01	01	アスレチックコース	敷地面積1㎡につき	3.38	0.03	3.28	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	2.87	0.02	1.17	0.02	
10	01	01	ハイキングコース等・ジョギングコース・オリエンテーリングコース	コース1mにつき	1.27	0.02	1.25	0.02	1.05	0.02	0.99	0.02	0.97	0.02	0.77	0.02	
11	01	01	ヨットハーバー	水面積1㎡につき	17.14	0.16	16.44	0.16	7.94	0.16	15.29	0.12	14.59	0.12	6.09	0.12	
		02		1隻につき	2794	6	2594	6	294	6	2765	5	2565	5	265	5	
		03		敷地面積1㎡につき	3.38	0.03	3.28	0.03	1.58	0.03	2.97	0.02	2.87	0.02	1.17	0.02	
12	01	01	海水浴場等	砂浜・岸辺および遊泳区域の面積1㎡につき	5.12	0.05	4.92	0.05	2.37	0.05	4.46	0.04	4.26	0.04	1.71	0.04	
	02		河川・湖沼の遊技場														
13	01	01	駐車場	敷地面積1㎡につき	—	—	—	—	0.53	0.01	—	—	—	—	0.40	0.01	
14	01	01	屋内体育施設 (建築面積7,000㎡以上)	体育施設の床面積1㎡につき	5.10	0.07	5.00	0.07	3.30	0.07	4.23	0.05	4.13	0.05	2.43	0.05	
		02		上記以外の床面積1㎡につき	0.64	0.01	0.63	0.01	0.53	0.01	0.51	0.01	0.50	0.01	0.40	0.01	
15	01	01	文化施設	施設内建物総床面積1㎡につき	—	—	—	—	4.72	0.10	—	—	—	—	3.44	0.07	
	02	02	福祉施設		—	—	—	—	16.82	0.34	—	—	—	—	11.65	0.24	
16	01	01	スポーツライミング施設（屋外）	敷地面積1㎡につき	49.93	0.98	49.83	0.98	48.13	0.98	35.92	0.70	35.82	0.70	34.12	0.70	
	02	02	スポーツライミング施設（屋内）														

〈学校開放中の学校体育施設〉

(単位：円)

施設コード			施設の種類	掛金 算出基礎	タイプG		タイプH		タイプI		タイプJ		タイプK		タイプL	
施設 グループ コード	詳細 施設 コード	基礎 単位 コード			保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費	保険料率	制度 維持費
a	01	01	屋内体育施設・屋外体育施設	1校につき	25454	326	24954	326	15954	326	20574	226	20074	226	11074	226
b	01	01	プール	開放中の入場者1人につき	1.40	0.02	1.38	0.02	1.05	0.02	1.04	0.01	1.02	0.01	0.69	0.01

<重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)>

団体保険にご加入いただくお客様へ
(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください)。
 - 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
 - ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額^{*1}等)

この保険での引受条件(保険金額^{*1}等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

^{*1} 1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができず)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みま

す)は、以下の取扱いとなります。

- ・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日^{*2}から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

^{*2} 2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご確認ください。

- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
- 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくなく、あってもごくわずかなこととなります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
- 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
- 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。
- (例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年

契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷病もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
スポーツ災害補償保険	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は 80%	80%
施設賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は 80% *3	80% *3

*3 ご契約者が個人・小規模法人*4・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*4 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。)をいいます。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)、お支払いする保険金
- ☐ 保険期間(保険のご契約期間)
- ☐ 保険金額(ご契約金額)
- ☐ 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は：本説明書もしくはパンフレット等記載の問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は：事故受付センター(東京海上日動安心110番)

(受付時間：365日24時間)

 **0120-720-110**

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

東京海上日動担当課支社一覧

都道府県	事業所名	郵便番号	所在地	電話
北海道	札幌中央支店・金融公務チーム	060-8531	北海道札幌市中央区大通西3-7	(011)271-7285
青森	青森中央支社	030-0861	青森県青森市長島2-19-1 (青森東京海上日動ビル2F)	(017)775-2424
岩手	盛岡中央支社	020-8580	岩手県盛岡市開運橋通5-1 (盛岡東京海上日動ビル5F)	(019)654-8121
宮城	仙台中央支社	980-8460	宮城県仙台市青葉区中央2-8-16 (仙台東京海上日動ビルディング9F)	(022)225-6540
秋田	秋田中央支社	010-0001	秋田県秋田市中通2-5-21 (秋田東京海上日動ビル3F)	(018)832-9229
山形	山形支社	990-8522	山形県山形市松波1-1-5 (山形東京海上日動ビル2F)	(023)632-5510
福島	福島支社	960-8041	福島県福島市大町7-3 (福島センタービル4F)	(024)523-1161
茨城	茨城中央支社	310-0015	茨城県水戸市宮町1-3-41 (水戸ノースフロント7F)	(029)233-9206
栃木	宇都宮支社	320-8511	栃木県宇都宮市馬場通り4-1-1 (うつのみや表参道スクエア8F)	(028)600-7151
群馬	前橋支社	371-0023	群馬県前橋市本町2-13-11 (前橋センタービル7F)	(027)235-7714
埼玉	さいたま支社	330-9515	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17 (シーノ大宮サウスウイング10F)	(048)650-8378
千葉	成田支社	286-0033	千葉県成田市花崎町801 (成田T・Tビル1F)	(0476)23-1825
東京	公務第二部文教公務室	102-8014	東京都千代田区三番町6-4 (ラ・メール三番町10F)	(03)3515-4133
神奈川	横浜中央S	220-8565	神奈川県横浜西区みなとみらい3-6-4 (みなとみらいビジネススクエア5F)	(045)224-3507
新潟	長岡支社	940-0063	新潟県長岡市旭町2-1-5 (長岡東京海上日動ビル2F)	(0258)35-7535
富山	高岡支社	933-0045	富山県高岡市本丸町8-13 (高岡東京海上日動ビル3F)	(0766)21-3447
石川	金沢中央支社	920-8536	石川県金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル7階)	(076)233-6612
福井	福井中央支社	918-8558	福井市毛矢1-10-1 (セーレンビル7F)	(0776)36-2079
山梨	甲府支社	400-0032	山梨県甲府市中央1-12-28 (甲府東京海上日動ビル5F)	(055)237-6211
長野	松本支社	390-0815	長野県松本市深志2-5-2 (県信松本深志ビル3F)	(0263)33-1090
岐阜	岐阜・営業課	500-8671	岐阜県岐阜市金町6-4 (岐阜東京海上日動ビルディング11F)	(058)264-5181
静岡	浜松支社	430-8577	静岡県浜松市中区板屋町111-2 (浜松アクトタワー9F)	(053)454-8571
愛知	愛知南S	460-8541	愛知県名古屋市中区丸の内2-20-19 (名古屋東京海上日動ビル12F)	(052)201-9205
三重	津支社	514-0028	三重県津市東丸之内33-1 (津フェニックスビル9F)	(059)224-0221
滋賀	大津支社	520-0044	滋賀県大津市京町2-5-10 (大津神港ビル6F)	(077)522-9071
京都	京都中央S	600-8570	京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町22 (東京海上日動ビル6F)	(075)241-1256
大阪	大阪南S	541-8555	大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12 (淀屋橋東京海上日動ビル5F)	(06)6203-0821
兵庫	神戸公務金融課	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通7 (第二神港ビル5F)	(078)333-7241
奈良	奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-2-19 (奈良東京海上日動ビル)	(0742)35-8501
和歌山	和歌山支社	640-8227	和歌山県和歌山市西丁丁38 (Regulusビル4F)	(073)431-5281
島根	山陰中央支社	690-8526	島根県松江市御手船場町565-8 (松江東京海上日動ビル6F)	(0852)25-2212
鳥取	鳥取支社	680-0011	鳥取県鳥取市東町2-351 (鳥取東京海上日動ビル1F)	(0857)23-2201
岡山	岡山支社	700-8585	岡山市北区柳町2-11-19 (岡山東京海上日動ビル5F)	(086)227-2341
広島	広島中央S	730-8730	広島県広島市中区八丁堀3-33 (広島ビジネスタワー6階)	(082)511-9194
山口	山口中央支社	754-0021	山口県山口市小郡黄金町7-43 (TKビル3F)	(083)974-1820
徳島	徳島支社	770-8520	徳島県徳島市寺島本町西2-22-1 (徳島東京海上日動ビル3F)	(088)626-2940
香川	高松中央支社	760-8527	香川県高松市古新町3-1 (東明ビル11F)	(087)822-3295
愛媛	松山支社	790-8561	愛媛県松山市本町2-1-7 (松山東京海上日動ビル6F)	(089)915-0066
高知	高知支社	780-0870	高知県高知市本町4-1-16 (高知電気ビル6F)	(088)823-2575
福岡	博多S	812-8705	福岡県福岡市博多区網場町3-3 (福岡東京海上日動ビル2階)	(092)271-3214
佐賀	佐賀中央支社	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-6-25 (佐賀東京海上日動ビル7F)	(0952)23-1313
長崎	長崎支社	850-8543	長崎県長崎市興善町3-5 (長崎東京海上日動ビル4F)	(095)823-7156
熊本	熊本支社	860-0844	熊本県熊本市中央区水道町5-15 (熊本東京海上日動ビルディング4F)	(096)300-8532
大分	大分支社	870-8562	大分県大分市荷揚町3-6 (大分東京海上日動ビル5F)	(097)536-2151
宮崎	宮崎・営業課	880-8511	宮崎県宮崎市広島2-5-11 (宮崎東京海上日動ビル4F)	(0985)23-2902
鹿児島	鹿児島中央支社	892-8567	鹿児島市加治屋町12-5 (鹿児島東京海上日動ビル5F)	(099)225-2344
沖縄	沖縄支社	900-0016	沖縄県那覇市前島2-21-13 (ふそうビル8F)	(098)867-7733

(2021年12月1日現在)

保険金請求先(東京海上日動損害サービス課)一覧

都道府県	該当地域	事業所名	電話	FAX
北海道	全域	北海道損害サービス部火災新種損害サービス課	(011) 271-4817	(011) 271-1328
青森	全域	東北損害サービス部火災新種損害サービス課	(022) 225-5012	(022) 225-7157
岩手	全域			
秋田	全域			
宮城	全域			
山形	全域			
福島	全域			
新潟	全域	北関東・信越損害サービス部火災新種損害サービス課	(048) 650-8550	(048) 650-8569
長野	全域			
群馬	全域			
栃木	全域			
茨城	全域	東関東損害サービス部火災新種損害サービス課	(043) 299-5314	(043) 299-5139
千葉	全域			
埼玉	全域	埼玉損害サービス部火災新種損害サービスチーム	(048) 650-8433	(048) 650-8387
東京	全域	本店損害サービス第一部火災新種損害サービス室	(03) 3515-7503	(03) 3515-7504
神奈川	全域	神奈川損害サービス部火災新種損害サービス課	(045) 224-3600	(045) 224-3543
山梨	全域	首都損害サービス部火災新種損害サービス室	(03) 6632-0973	(03) 6402-3573
静岡	全域	静岡損害サービス部火災新種損害サービスチーム	(054) 254-0216	(054) 254-0286
富山	全域	北陸損害サービス部火災新種損害サービス課	(076) 233-7065	(076) 233-6645
石川	全域			
福井	全域			
愛知	全域	名古屋損害サービス第一部火災新種損害サービス第一課	(052) 201-9641	(052) 201-9644
岐阜	全域	名古屋損害サービス第一部火災新種損害サービス第三課	(052) 201-1357	(052) 201-2524
三重	全域			
京都	全域	京滋損害サービス部火災新種損害サービス課	(075) 241-1169	(075) 241-9091
滋賀	全域			
大阪	全域	関西損害サービス第一部火災新種損害サービス第一課	(06) 6203-0685	(06) 6203-0638
奈良	全域	関西損害サービス第二部火災新種損害サービス課	(06) 6910-6120	(06) 6910-6135
和歌山	全域			
兵庫	全域	神戸損害サービス部火災新種損害サービス課	(078) 333-7166	(078) 333-7175
岡山	全域	中国損害サービス部火災新種損害サービス室	(082) 511-9406	(082) 511-9274
鳥取	全域			
島根	全域			
広島	全域			
山口	全域			
香川	全域	四国損害サービス部火災新種損害サービス課	(087) 822-7521	(087) 822-7141
徳島	全域			
高知	全域			
愛媛	全域			
福岡	全域	九州損害サービス第一部火災新種損害サービス課	(092) 281-8270	(092) 281-8785
佐賀	全域			
長崎	全域			
熊本	全域	九州損害サービス第二部火災新種損害サービス課	(096) 300-8627	(096) 312-3215
大分	全域			
宮崎	全域			
鹿児島	全域			
沖縄	全域	九州損害サービス第一部火災新種損害サービス課	(092) 281-8270	(092) 281-8785
夜間・休日		東京海上日動安心110番	(0120) 720-110	—

(2021年12月1日現在)

全国体育・スポーツ施設協会一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
北海道体育施設協会	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内	(011)820-1703
青森県体育施設協会	039-3505	青森市宮田字高瀬22-2 新青森県総合運動公園カクヒログループアスレチックスタジアム内	(017)752-0641
岩手県スポーツ施設協会	020-0122	盛岡市みたけ1丁目10-1 岩手県営運動公園内	(019)641-1127
宮城県体育施設協会	981-0122	宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内	(022)356-1125
秋田県スポーツ施設協会	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内	(018)864-6225
山形県体育施設協会	990-2477	山形市長苗代61 山形市スポーツ会館内	(023)647-4175
福島県体育施設協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 福島県文化スポーツ局スポーツ課内	(024)521-7875
茨城県体育施設協会	310-0045	水戸市新原2-11-1 堀原運動公園管理事務所内	(029)251-8444
栃木県スポーツ施設協会	321-0152	宇都宮市西川田4-1-1 カンセキスタジアムとちぎ内	(028)615-0581
群馬県体育施設協会	371-0047	前橋市関根町800番地 群馬県総合スポーツセンター内	(027)234-5555
埼玉県体育施設協会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県県民生活部スポーツ振興課内	(048)830-6959
千葉県体育施設協会	263-0011	千葉市稲毛区天台町323番地 千葉県総合スポーツセンター内	(043)290-8501
東京都体育施設協会	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷1-29-9 日本パーティビル3F	(03)6380-4955
神奈川県体育施設協会	251-0871	藤沢市善行7-1-2 神奈川県立スポーツセンター内	(0466)81-2571
新潟県スポーツ施設協会	950-0933	新潟市中央区清五郎67番地12 (公財)新潟県スポーツ協会内	(025)287-8600
富山県体育施設協会	939-8252	富山市秋ヶ島183番地 富山県総合体育センター内	(076)461-7138
石川県体育施設協会	920-8580	金沢市鞍月1-1 石川県県民文化スポーツ部スポーツ振興課内	(076)225-1391
福井県スポーツ施設協会	918-8027	福井市福町3-20 福井県福井運動公園事務所内	(0776)36-1544
山梨県体育施設協会	400-0836	甲府市小瀬町840 (公財)山梨県スポーツ協会内	(055)243-3112
長野県体育施設協会	390-1131	松本市大字今井3443 長野県体育センター内	(0263)86-0218
岐阜県体育施設協会	500-8570	岐阜市数田南2-1-1 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課内	(058)272-8799
静岡県体育施設協会	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課内	(054)221-3284
愛知県体育施設協会	460-0007	名古屋市中区新栄1丁目49番10号 愛知県教育会館2F	(052)241-9101
三重県体育施設協会	514-8570	津市広明町13 三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課内	(059)224-2985
滋賀県体育施設協会	520-0801	大津市におの浜4-2-12 滋賀県立体育館・武道館管理センター内	(077)524-0221
京都府体育施設協会	603-8334	京都市北区大將軍鷹司町 島津アリーナ京都(京都府立体育館)内	(075)462-9191
大阪府体育施設協会	552-0005	大阪市港区田中3-1-40 丸善インテックアリーナ大阪(大阪市中央体育館)内	(06)6576-0800
兵庫県体育施設協会	663-8142	西宮市鳴尾浜1-16-8 兵庫県立総合体育館内	(0798)43-1143
奈良県体育施設協会	634-0065	橿原市畝傍町53 奈良県立橿原公苑内	(0744)22-2462
和歌山県スポーツ施設協会	640-8392	和歌山市中之島2238番地 和歌山県立体育館内	(073)422-4108
鳥取県体育施設協会	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課内	(0857)26-7919
島根県スポーツ施設協会	690-0873	松江市内中原町52番地 島根県立武道館内	(0852)22-5712
岡山県スポーツ施設協会	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6 岡山県環境文化部スポーツ振興課内	(086)226-7440
広島県体育施設協会	730-0011	広島市中区基町4番1号 (公財)広島県教育事業団内	(082)228-8451
山口県体育施設協会	753-8501	山口市滝町1番1号 山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課内	(083)933-2435
徳島県スポーツ施設協会	772-0017	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地 (公財)徳島県スポーツ協会内	(088)685-3131
香川県体育施設協会	761-8002	高松市生島町614 香川県総合運動公園内	(087)881-0354
愛媛県スポーツ施設協会	790-0948	松山市市坪西町551番地 (公財)愛媛県スポーツ振興事業団内	(089)965-3111
高知県スポーツ施設協会	781-0311	高知県春野町芳原2485 (公財)高知県スポーツ振興財団内	(088)841-3105
福岡県スポーツ施設協会	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 (公財)福岡県スポーツ振興センター内	(092)611-1717
佐賀県スポーツ施設協会	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県文化・スポーツ交流局SAGAサンライズパーク整備推進課内	(0952)25-7482
長崎県体育施設協会	850-8570	長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁体育保健課内	(095)894-3392
熊本県スポーツ施設協会	861-8012	熊本市東区平山町2776番地 (一財)熊本県スポーツ振興事業団内	(096)380-0782
大分県体育施設協会	870-8503	大分市府内町3丁目10-1 大分県教育庁体育保健課内	(097)506-5634
宮崎県体育施設協会	889-2151	宮崎市大字熊野2206番地1 (公財)宮崎県スポーツ施設協会内	(0985)58-5151
鹿児島県体育施設協会	890-0062	鹿児島市与次郎1丁目4番20号 鹿児島県総合体育センター内	(099)255-0146
沖縄県体育施設協会	900-0026	那覇市奥武山町52 奥武山公園運営管理事務所内	(098)858-2700

日本スポーツ施設協会	170-0002	東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨SC別館3階 (公財)日本スポーツ施設協会	(03)5972-1982
------------	----------	--	---------------

(2021年11月1日現在)

ご加入に際して

●ご加入の際のご注意

告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

各市町村におかれましては、「全国市長会市民総合賠償保険」および「全国町村会総合賠償保険制度」にご加入されている場合がございます。これらの制度を含む他の保険契約等がある場合は、加入依頼書の告知事項申告欄にご記入ください。代理店には告知受領権があります。

告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）

- ・ 補償の対象となる活動の範囲（施設の明細（種類））
- ・ 算出基礎数字
- ・ 他の保険契約等＊を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

＊「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

●補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

通知義務

〈施設賠償責任保険〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈スポーツ災害補償保険〉

加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。

- ・ 補償の対象となる活動の範囲（施設の種類が変更となる場合等）
- ・ 算出基礎数字

また、変更の内容によって、ご契約を解除する場合がございます。

〈レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険〉

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によって、ご契約を解除する場合がございます。

他の保険契約等がある場合：〈施設賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・ 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・ 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険金請求の際のご注意：責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●代理店の業務：代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●その他留意事項

このパンフレットは施設賠償責任保険、スポーツ災害補償保険、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。

万一事故が発生したときは

1. 事故発生のお知らせ

〈施設賠償責任保険、サイバーリスク保険（下記以外）〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

〈サイバーリスク保険（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(注) 〈示談交渉サービスは行いません〉：施設賠償責任保険、サイバーリスク保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください（賠償責任保険普通保険約款）。賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。

〈レジャー・サービス施設費用保険〉

(1) ご契約者または被保険者が事故の発生を知った場合は、事故発生の日から30日以内に事故発生の状況ならびに他の保

険契約等の有無および内容を引受保険会社へ書面により通知し、引受保険会社が説明を求めたときはこれに応じ、身体診察または死体の検案を求めたときはこれに協力しなければなりません。

(2) 正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合は、引受保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

〈スポーツ災害補償保険〉

保険事故が発生したときは、30日以内に事故発生状況を、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。補償対象者がケガを被ったとき、既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金を削減されることがあります。

また、上記いずれの保険も保険金請求権には、時効（3年）がございますので、ご注意ください。

2. 保険金の請求

賠償責任の承認または保険金請求は、事故があった体育施設（保険加入者）が下記の書類を直接東京海上日動損害サービス課（P.21ご参照）へ提出してください。なお、記入方法等で不明な点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。

賠償事故の場合	
① 保険金請求書	② 示談書・示談金領収書
③ その他保険会社が必要とする書類	
見舞金事故の場合	
① 保険金請求書	② 診断書（注）
③ 補償金（見舞金）給付決定通知書	
④ その他保険会社が必要とする書類	

(注) 見舞金事故で、治療期間が39日以内の場合には、所定の用紙以外の診断書によってもかまいません。また、保険金お支払い後30日以内に被災者の見舞金領収書をご提出ください。

スポーツファシリティーズ保険（施設所有（管理）者賠償責任保険＋スポーツ災害補償保険）は、下記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が幹事引受保険会社となり、他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。引受割合につきましては、（公財）日本スポーツ施設協会までご確認ください。

なお、レジャー・サービス施設費用保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険㈱1社での引受となっております。

<引受保険会社（2021年11月現在）>

あいおいニッセイ同和 損害保険ジャパン 大同火災 三井住友海上 東京海上日動（幹事引受保険会社）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

—お問い合わせ先—

幹事代理店

海上商事株式会社

東京都渋谷区代々木 2-11-15

新宿東京海上日動ビルディング

〒151-0053

Tel. 03-3320-4501（代表）

非幹事代理店

引受保険会社（幹事保険会社）



東京海上日動火災保険株式会社

担当課 公務第二部文教公務室

東京都千代田区三番町6-4 〒102-8014

Tel. 03-3515-4133